

宝塚市、株式会社若水及び特定非営利活動法人銀座ミツバチプロジェクトによる
包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）、株式会社若水（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人銀座ミツバチプロジェクト（以下「丙」という。）は、相互に連携・協働して、SDGsに関する課題の解決及び地域活性化に資する取組を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙がある中心市街地において、都市養蜂活動を通じて地域の生態系や自然環境を考え緑化推進を図るとともに、蜂蜜をキーワードに「環境」「経済」「社会」における持続可能なまちづくりを進めることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲、乙及び丙は、次の各号に掲げる事項において、相互に連携・協力をする。

- （1）安全・安心で環境にやさしいまちづくりに関すること。
- （2）地産地消の促進に関すること。
- （3）市民等と協力した地域活性化に係る取組に関すること。
- （4）教育・次世代の育成に関すること。
- （5）その他目的の達成のために必要な取組に関すること。

2 前項の連携・協力を効果的に推進するための具体的な取組方法、実施方法等については、甲、乙及び丙による協議の上、別途定める。

3 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれの連携・協力が必要な場合は文書等により要請を行うものとする。

2 甲、乙又は丙は、前項に基づき連携・協力を実施した場合は、当事者に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙から書面による申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 甲は、乙又は丙が甲と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条各号のいずれかに該当した場合は、前条の規定にかかわらず、本協定を解除することができる。

（協定の見直し）

第6条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲、乙及び丙が協議し、当該事項を変更することができる。なお、甲、乙又は丙のいずれかの者につき本協定が終了し、又は解除された場合も同様とする。

（守秘義務）

第7条 甲、乙及び丙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た当事者の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年（2023年）1月18日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長

山崎晴恵

乙 兵庫県宝塚市湯本町9番25号
株式会社若水
代表取締役

小早川優

丙 東京都中央区3丁目9番11号
特定非営利活動法人銀座ミツバチプロジェクト
理事長

白坂亜紀

代理人 田中淳夫